

三重県知事・三重県議会議員選挙 投票日

一票に思いをのせて投票へ

4月10日(日) 午前7時～午後7時

投票のできる人

選挙人名簿に登録されている人(平成3年4月11日以前に生まれ、平成22年12月31日以前から引き続き、伊賀市の住民基本台帳に記載されている人)です。
※伊賀市から県内へ転出し、平成23年4月10日現在で4カ月を経過せず、かつ転出先の市町の選挙人名簿に登録されていない場合には、転出先の市町または伊賀市が発行する『引き続き証明書』を事前に取得していただき、投票の際に提示することにより伊賀市で投票できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

入場券を忘れずに

有権者の皆さんに、はがき式の投票所入場券を3月24日(木)から郵送します。当日は、市内の98カ所の投票所で、午前7時から午後7時まで投票できます。入場券に記載の投票所に入場券を持ってお出かけください。
入場券を紛失したり、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

投票所の一部変更

【上野第10 旧ふたば幼稚園】
旧ふたば幼稚園の解体により施設が利用できないため、次のとおり変更します。

①上野三之西町・上野小玉町・上野紺屋町・上野忍町(西忍町)の人

↓上野第9 西部地区市民センター

②上野相生町・上野忍町(東忍町)の人

↓上野第2 伊賀市中央公民館

【上野第36 上野陶芸会館】

↓きじが台地区市民センター

【伊賀第9 愛田公民館】

↓いがまち保健福祉センター

※上野第6 緑ヶ丘中学校体育館は工事のため、学校北側からお入りください。

※当該投票所の皆さんは、お届けした入場券をご確認の上、所定の投票所へお出かけください。

選挙の種類や投票用紙への書き方

- ①三重県知事選挙(クリーム色の投票用紙)
 - ②三重県議会議員選挙(白色の投票用紙)
- ※両方の選挙とも各投票用紙に1人の「候補者氏名」を書いてください。



期日前投票

投票日当日に予定のある人は期日前投票ができます。

期日前投票日程

	三重県知事選挙	三重県議会議員選挙
本庁北庁舎 1階 第11会議室	3月25日(金)～ 4月9日(土) 午前8時30分～ 午後8時	4月2日(土)～ 9日(土) 午前8時30分～ 午後8時
伊賀支所 いがまち女性センター	4月7日(木)～9日(土) 午前8時30分～ 午後8時	
島ヶ原支所 1階 応接室		
阿山支所 1階 ロビー		
山田地区市民センター		
青山公民館		

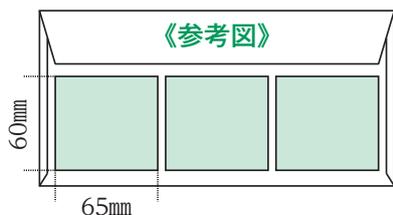
本庁舎では16日間、各支所では3日間期日前投票所を設置します。どこでも投票できますので、近くの期日前投票所をご利用ください。また、入

問い合わせ

〒518-8501
伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市選挙管理委員会事務局
☎22・9601
FAX 24・2440
✉ senkan@city.iga.lg.jp

介護保険料通知封筒 広告募集

【対象者】 民間事業者および公共的団体
【募集枠数】 3枠
※封筒裏面に縦 60mm×横 65mmで横向き



【使用期間】 (57,000 枚作成)

- ①平成 23 年 7 月に市内在住の 65 歳以上の
人に約 26,500 通を一斉発送
- ②平成 24 年 4 月に市内在住の 65 歳以上の
人に約 26,500 通を一斉発送
- ③平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月の期間で、
市内在住の 65 歳以上の人に約 4,000 通を
随時発送

【掲載方法】

- ①掲載希望業者一つにつき 1 枠
※空きがある場合は、2 枠以上の掲載希望可
- ②広告掲載枠は、先着順により市の指定する
掲載順で決定

【掲載料】 1 枠あたり 20,000 円

※消費税・地方消費税を含みます。

【申込期間】 4 月 1 日(金)～ 28 日(木)

【申込方法】

介護保険料通知封筒広告掲載申込書(様式第 1 号)に必要事項を記入し、掲載広告原稿・企業の概要がわかるもの・市税完納証明書を添付の上、持参してください。

※郵送・FAX・Eメールは不可

※広告原稿は、黒一色、EPS 形式で、フロッピーディスクまたは USB メモリーおよび紙に印刷したものを提出(フロッピーディスク・USB メモリーは、後日返還します。)

【掲載料の納入】

介護保険料通知封筒広告掲載決定通知書の通知日から 10 日以内に市が指定する納付書により納入してください。

【その他】

事業者によっては掲載できない場合がありますので、必ず『介護保険料通知封筒広告掲載募集要項』、『伊賀市広告掲載要綱』、『伊賀市広告掲載基準』をご確認ください。

※申込書は市ホームページからダウンロードまたは介護高齢福祉課に設置しています。

【問い合わせ】 介護高齢福祉課

☎ 26-3939 FAX 26-3950

場券が到着していなくても期日前投票をすることができます。

※本庁舎で、三重県知事選挙および三重県議会議員選挙が同時に投票できる日は、4 月 2 日(土)以降となります。それより前にお越しいただいた場合は、三重県知事選挙しか投票できません。

▼さまざまな方法で投票できます

①病院・施設に入院・入所中の入
県選挙管理委員会が指定した病院や施設などへ入院・入所中の人は、その施設内で投票することができます。

②市外に滞在している人
投票する資格があつて、長期出張や出産などのため市外に滞在中の人は、滞在する市区町村の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。

市選挙管理委員会または滞在する市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせの上、早めに手続きをしてください。

③重度障がい者の人は郵便で
投票所へ行くことが困難な重度の障がいのある人には、自宅で投票ができる「郵便等による不在者投票制度」があります。

この制度を利用するときは、事前に市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を早めを受けてください。

【身体障害者手帳をお持ちの人】

○両下肢、体幹の障がい、または移動機能の障がい(1 級または 2 級)

○心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、肝臓、または小腸の障がい(1 級または 3 級)

○免疫の障がい(1 級から 3 級)

【戦傷病者手帳をお持ちの人】

○両下肢、体幹の障がい(特別項症から第 2 項症まで)

○心臓、じん臓、肝臓、または呼吸器の障がい(特別項症から第 3 項症まで)

○要介護状態区分(要介護 5)

【介護保険の被保険者証をお持ちの人】

④代理投票
身体が不自由などの理由で、自分で投票用紙に記入できない人は、係員が代筆します。投票の秘密は厳守します。

⑤点字投票
目の不自由な人は、点字で投票できますので、係員に申し出てください。

▼選挙公報をお届けします

各候補者の政見や政策などを記載した『選挙公報』を各地区の自治組織を通じて、各世帯へお届けします。また本庁舎・各支所・各地区市民センターにも設置しています。

自治組織を通じて配布されない世帯で、郵送を希望する人は、『住所・氏名・電話番号』を郵送・電話・FAX・Eメールなどで市選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

※無投票となった場合は発行されません。